

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		新座市児童発達支援センターの利用に係る許可の取消し等
所 管 部 課 係 名		こども未来部児童発達支援センター
根拠法令及び条項		新座市児童発達支援センター条例第 1 0 条
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市児童発達支援センター規則第 9 条
	基 準 (未設定の場合はその理由)	新座市児童発達支援センターの利用に係る許可を受けた者が次のいずれかに該当するとき、又は管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 ・ 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。 ・ 許可に係る条件又は指示に違反したとき。 ・ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援又は法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援を利用する者である場合において、法第 2 1 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定を取り消されたとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和元年 1 0 月 1 日設定（令和 7 年 4 月 1 日最終変更）